

第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画に関する有識者検討会議事録

1 開催日時・場所

令和3年4月20日（火） 午前10時00分から午前11時50分までの間
静岡県警察本部 16階 特別会議室

2 出席者

(1) 委員（◎会長、○副会長） ※五十音順、敬称略

- ア 上原 広彦（報道機関）
- イ 江口 昌克（大学教授）◎
- ウ 菅野 雄児（弁護士）○
- エ 窪田 賢一（経済団体）
- オ 築地 秀将（交通事故被害者御遺族）
- カ 藤原 智代（民間支援団体）
- キ 溝口 明範（精神科医）

(2) 静岡県犯罪被害者等支援推進本部

- ア 本部長（警察本部長）
- イ 副本部長（警察本部警務部長、県くらし・環境部長）

(3) 事務局

- ア 警察
警察相談課長、犯罪被害者支援室管理官、被害者支援課長補佐
- イ 県
くらし交通安全課長

3 議事録

【司会】

ただいまから第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画に関する有識者検討会を開催いたします。

はじめに、静岡県犯罪被害者等支援推進本部長である静岡県警察本部長から御挨拶申し上げます。

【推進本部長（静岡県警察本部長）】

警察本部長の山本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素から犯罪被害者等の支援に御尽力いただき、この場をお借りして敬意を表し、感謝を申し上げます。

さて、静岡県では今から6年前、平成27年4月に「静岡県犯罪被害者等支援条例」を施行いたしました。翌28年には「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、以後5年間、毎年度、計画の推進状況について検証を行いながら、犯罪被害者等の支援施策を進めてきたところであります。この推進状況の検証に当たりましては、委員の皆様から

貴重な御意見・御提案をいただきありがとうございました。

平成 29 年 9 月には、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う「総合的対応窓口」が県下の全市町において設置完了となったほか、平成 30 年 7 月には、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとして「静岡県性暴力被害者支援センターSORA」の開設に至るなど、様々な成果をあげることができました。この間の御協力に厚く御礼申し上げます。

本年度からは、こうした成果を踏まえて、市町との連携を更に強化するための取組や、「SORA」における相談対応を更に充実させるための取組など、新たな施策を盛り込んだ「第 2 次静岡県犯罪被害者等支援推進計画」に基づいて、施策を推進していくこととなります。

本日は、そのスタートに当たりまして、委員の皆様方から施策の方向性や留意事項について御意見をいただくことによりまして、静岡県として、今後 5 年間、関係機関の緊密な連携の下で、犯罪被害者等の支援施策を更に強力に進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、どうか、忌憚のない御意見・御指導を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

【司会】

ありがとうございました。

続きまして、委嘱状の交付を行います。

委員の皆様は、御名前を順にお呼びいたしますので、御名前を呼ばれた方はその場に御起立いただき、委嘱状を受領願います。受領されましたら、そのまま御着席ください。

それでは、はじめに上原広彦様。

【上原委員】

はい。

【推進本部長（静岡県警察本部長）】

委嘱状、上原広彦様。あなたを静岡県犯罪被害者等支援条例における推進計画策定及び検証に関する有識者検討会委員に委嘱します。任期は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。令和 3 年 4 月 20 日、静岡県犯罪被害者等支援推進本部本部長山本和毅。よろしく願いいたします。

【司会】

江口昌克様

【江口委員】

はい。

【推進本部長（静岡県警察本部長）】

委嘱状、江口昌克様。以下同文です。よろしくお願ひいたします。

【司会】

菅野雄児様

【菅野委員】

はい。

【推進本部長（静岡県警察本部長）】

委嘱状、菅野雄児様。以下同文です。よろしくお願ひいたします。

【司会】

窪田賢一様

【窪田委員】

はい。

【推進本部長（静岡県警察本部長）】

委嘱状、窪田賢一様。以下同文です。よろしくお願ひいたします。

【司会】

築地秀将様

【築地委員】

はい。

【推進本部長（静岡県警察本部長）】

委嘱状、築地秀将様。以下同文です。よろしくお願ひいたします。

【司会】

藤原智代様

【藤原委員】

はい。

【推進本部長（静岡県警察本部長）】

委嘱状、藤原智代様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

【司会】

溝口明範様

【溝口委員】

はい。

【推進本部長（静岡県警察本部長）】

委嘱状、溝口明範様。以下同文です。よろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、計画の検討に移ります。具体的な検討に入る前に、まずは、当検討会の会長、副会長の選出をお願いいたします。

お手元に委員名簿を配布させていただきました。この中にプロフィール等記載がありますので、こちらの方を御確認いただきたいと思います。その上で、この方なら、という方がいらっしゃいましたら、御推薦等お願いしたいと思います。

【溝口委員】

（挙手）はい。

【司会】

溝口委員、お願いします。

【溝口委員】

静大の江口先生を会長に推薦させていただきたいと思います。

江口先生は、前回は会長に就任されておりまして、委員の皆さんの意見をよくまとめてくださいましたので、この度も推挙させていただきたいと思います。

【司会】

ありがとうございます。

今、溝口委員から江口委員を会長に、という御意見がありました。皆様いかがでしょうか？もし宜しければ、拍手をもって御賛同いただければと思います。

【各委員】

（拍手）

【江口委員】

ありがとうございます。

【司会】

それでは、江口委員、引き続き、会長ということでよろしくお願ひいたします。

副会長の方は、会長が指名をすることとなっておりますが、江口委員、副会長はどなたになさいますか？

【江口委員】

皆様、会長に推薦していただきましてありがとうございます。落ち着いて、頑張りたいたと思います。

私からは副会長として、法的な面でのサポートが重要と思われるので、菅野雄児委員を副会長に推薦したいと思います。よろしくお願ひします。

【司会】

ありがとうございます。

菅野委員、いかがでしょう？

【菅野委員】

お受けさせていただきます。よろしくお願ひします。

【司会】

ありがとうございます。

それでは、江口会長、菅野副会長ということで宜しければ、皆様もう一度、拍手をお願ひいたします。

【各委員】

(拍手)

【司会】

会長、副会長も決まりましたので、ここからは、委員の皆様による検討をお願ひしたいと思います。

検討に先立ちまして、まずは事務局から、第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画の概要等について説明させていただきます。

管理官、よろしくお願ひいたします。

【尾崎管理官】

それでは、有識者の皆様に検討していただく前に、事務局の方から第2次静岡県犯罪

被害者等支援推進計画の概要につきまして、説明させていただきます。

第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進していくため、静岡県犯罪被害者等支援条例第8条に基づき策定したものです。

計画期間は、本年4月1日から令和8年3月31日までの5か年となります。

スクリーンと合わせてお手元の「第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画の概要」をご覧ください。

ここに記載されているとおり、第2次計画は第1次計画の検証結果やインターネットモニターアンケートの実施結果を踏まえ、第1次計画と同様に計画の骨格を4つの基本理念、4つの重点課題とし、全部で99、うち新規22の取組を盛り込んで策定いたしました。

取組全体については、お配りした計画の末尾に「取組の体系」として示してあります。

まずは第1次計画の主な成果について重点課題ごとに説明します。

重点課題1の「犯罪被害者等に対する各種情報の提供」に関しては、県内全市町において総合的対応窓口の設置が完了し、犯罪被害者等にとって身近な情報提供窓口が整備されました。

また、静岡県版のワンストップ支援センターを開設するための検討を重ね、「静岡県性暴力被害者支援センター」を立ち上げて、これを「SORA」と命名し、平成30年7月に運用を開始しました。これにより性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい環境が整備されました。

その他には「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」を全面改訂したことにより、各種相談窓口の明記だけでなく、犯罪被害者等への具体的な対応要領等についても、より踏み込んだ内容にリニューアルされたため、これを広く関係機関が活用することによって、犯罪被害者等がより情報提供を受けやすくなる環境が整いました。

重点課題2の「精神的・経済的支援」については、平成28年からハウスクリーニング費用、平成29年からカウンセリング費用など新たな公費負担制度を導入しました。

また、強姦罪の構成要件等が見直され、強制性交等罪に改正されたことから、男性の性犯罪被害者にも公費負担制度を適用できるようにするなど、精神的・経済的支援を拡充できたことなどが挙げられます。

重点課題3の「関係機関相互の連携」としては、犯罪被害者週間に関係機関が共働して広報啓発活動を実施したことや、静岡県犯罪被害者支援連絡協議会において、死傷者多数の事件事故が発生したという想定をもとに、それぞれの役割について相互に確認することにより関係機関の連携強化が図られたことなどが挙げられます。

重点課題4の「県民の理解の増進」としては、犯罪被害者遺族を講師に招いて犯罪被害者等支援講演会を開催したり、中学校・高校における命の大切さを学ぶ教室を継続的に開催して、県民の理解の増進を図ることができたこと、また、県、県警や市町の犯罪被害者支援担当者を一堂に会した研修会を開催し、担当者の理解の増進を図ることができたほか、担当同士顔の見える関係ができ、連携の強化を図ることができたことなどが挙げられます。

次に「令和元年度第7回県政インターネットモニターアンケート」の実施結果について説明します。

このアンケートは、インターネットモニターとして登録されている610人を対象に行ったもので、実施結果については、お手元の計画の25ページの「資料3」に掲載されております。

この中で特筆すべきものとして、事務局から示した被害者対応窓口全てを知らない県民が約半数を占め、被害者対応窓口の認知不足が顕著であったということです。

このことから、相談窓口を知らしめる広報啓発活動を継続して行っていく必要性が課題として挙げられます。

また、相談窓口を訪れた犯罪被害者等に対していつでも適切に対応する必要があることから、相談体制の充実を図るとともに犯罪被害者等への二次的被害防止のため、被害者支援に従事する担当者への研修も引続き充実させていく必要性を認識できました。

次に、「今後、どのような施策が必要と考えるか」という問いに対し、選択肢を示して回答してもらいましたが、これについては、「弁護士費用等の補助」が74.1%と最も多く、次いで無料のカウンセリングや精神科医療費の補助などが挙げられました。

このことから、被害に伴う経済的負担への援助制度の充実や、精神的被害回復のための継続的な支援が求められていることがわかりました。

最後に、「県内市町に条例が必要と思うか」との問いに対しては7割の方が「必要だと思う」と答えていることから、市町における犯罪被害者支援条例の制定促進が課題として挙げられます。

なお、第1次計画期間中に、藤枝市、長泉町、裾野市、菊川市、湖西市、島田市、磐田市の県内6市1町で犯罪被害者支援条例が制定されています。

また、全国では、1,721市区町村のうち32.4%となる558市区町村で条例が制定されております。

アンケート結果からの課題をまとめますと、この表のとおりとなります。

こうした課題や先ほど説明した成果と対比させながら、第2次推進計画の主な取組等について説明します。

重点課題の1は、「犯罪被害者等に対する各種情報の提供」です。

犯罪被害者等に対しては、支援制度に関する情報が漏れなく提供されることが不可欠であること、また、そのためには、相談窓口機能の強化を図ることが必要であることから、第1次計画から引き続き重点課題として設定したものです。

その実現に向けて、先ほど成果のところで説明いたしました「静岡県性暴力被害者支援センターSORAにおいて性暴力・性犯罪被害者からの相談に対応する」、あるいは同じく成果のところで説明しました「静岡県犯罪被害者等支援ハンドブック」を活用する等の取組を設けています。これらは、先ほどのアンケート結果からの課題②「相談体制の充実」にも関わってきます。

また、市町の窓口機能の強化を図ることで犯罪被害者等への各種情報の提供の充実が図られると考え、市町に対して犯罪被害者支援条例の制定に必要な情報提供を行うという取組も新たに設けました。これは先ほどのアンケート結果からの課題⑤「市町における犯罪被害者等支援の充実」に関わるところでもあります。

重点課題2は「精神的・経済的支援」です。

犯罪被害者等は心身ともに非常に大きなダメージを被るばかりか経済的にも大きな負担を伴うことから、その軽減を図るべく引き続き重点課題としたものです。

そのため、経済的支援としては新たに「経済的援助制度の研究」という取組を設けました。これは先ほどのアンケート結果からの課題③に関わるところでもあります。具体的には、既存の公費負担制度の拡充や弁護士費用等の助成など、何が犯罪被害者にとって必要な制度なのかを研究していきたいと考えているところです。

また、精神的支援としては、先ほど成果として説明しました「カウンセリング費用に係る公費負担制度の適切な運用」や平成17年から県警察において運用している「被害者支援カウンセラーの活用」といった取組を漏れなく実施することとします。これらはアンケート結果からの課題④に関わるところでもあります。

重点課題の3は「関係機関相互の連携」です。

犯罪被害者等のニーズは多岐にわたるため、それらを正確に把握して十分な支援を行うためには関係機関の連携・協力が不可欠であることから引き続き重点課題としたものです。

この実現に向けて、先ほど成果のところで説明したとおり、県内の市町において条例の制定が進んでいるという状況を踏まえ、市町との連携協力体制の充実が不可欠であると考え、新たな取組として設けました。これはアンケート結果からの課題⑤に関わるところであります。

また、同じく先ほど成果のところで説明したとおり、「静岡県性暴力被害者支援センターSORA」が開設されましたが、その実効性を高めるためにも関係機関の更なる連携が不可欠ということで新たな取組として設けました。これはアンケート結果からの課題②に関わるところでもあります。

重点課題4は「理解の増進」です。

犯罪被害者等の支援には支援担当者はもちろんのこと、県民の理解が不可欠であることから、引き続き重点課題としたものです。

この実現に向けて、第1次推進計画から引き続き、各種広報媒体を活用した広報啓発の充実に取り組んでいくとともに、先ほど成果のところの説明しましたとおり、各機関において引き続き、窓口担当者の研修にも取り組んでいくこととしたものです。これらはそれぞれアンケート結果からの課題①、②に関わるものでもあります。

続いて、本年3月30日に閣議決定されました、国の第4次犯罪被害者等基本計画について説明します。

この基本計画は、平成16年に制定された犯罪被害者等基本法に基づき、5年ごとに策定されているもので、本年度からスタートするものが、第4次犯罪被害者等基本計画となります。詳細はお手元の資料のとおりです。

たくさんの施策が記載されておりますが、ポイントを絞って説明させていただきます。お手元の第4次犯罪被害者等基本計画と書かれた横書きの資料をご覧ください。

この資料は国が作成したもので、第4次基本計画のポイントが①の「地方公共団体における犯罪被害者等支援」から④「様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援」まで記載されております。

これらのポイントと本県の第2次推進計画とを照合させながら説明します。

まず、ポイント①の「地方公共団体における犯罪被害者等支援」について説明します。

スクリーンでは黄色が国の施策、水色が本県の第2次推進計画の取組になります。

ここで示されているポイントの一つである、「犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等に関する情報提供の実施」については、第2次推進計画では、「市町の担当窓口へ条例制定状況等の情報提供」という取組が対応しております。

また、もう一つの「地方公共団体の総合的対応窓口における公認心理師等の専門職の活用」については、第2次推進計画では、「市町における施策担当及び総合的対応窓口の充実・強化」という取組が対応しております。

次に、ポイント②の「被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援」について説明します。

ここで示されているポイントの一つである、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける夜間休日コールセンターの設置等の体制強化」は、第2次推進計画の中で、「静岡県性暴力被害者支援センターSORAにおける相談対応」と「SORAと関係機関との連携強化」という2つの取組目標が呼応しています。

また、もう一つの「児童虐待等の被害児童支援のための児童相談所における児童福祉司、学校におけるスクールソーシャルワーカー等の配置の充実」については、第2次推

進計画では、「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣」及び「被虐待児童への心理的ケア等」という2つの取組目標が呼応しています。

ポイント③の「加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実」につきましては、法務省の単独施策であり、県の対応はありませんので省略し、ポイント④の「様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援」について説明します。

ここで示されているポイントの一つである、「被害者支援連絡協議会等における連携の推進」については、第2次推進計画では、「県及び各署における犯罪被害者支援連絡協議会の継続開催」という取組が対応しております。

次に、「障害者やセクシャルマイノリティといった様々な犯罪被害者等への適切な対応や支援」については、第2次推進計画では、「警察学校入校生に対する授業の実施」、「女性被害捜査官等研修会における研修の実施」という2つの取組が対応しております。

最後の「インターネット上の誹謗中傷等への適切な対応」については、総務省がインターネット事業者に対する働き掛け等を行っていくという施策であり、現時点、都道府県レベルでの対応はないことを確認しています。

これまで説明してきたとおり、国の第4次犯罪被害者等基本計画のポイントとなる点についても、本県の第2次推進計画には網羅されており、国の計画と比較しても整合性がとれている内容となっています。

以上で事務局からの説明を終わります。

【司会】

管理官、ありがとうございました。

ここからは、ただ今説明いたしました第2次推進計画について委員の皆様にご検討いただきたく思います。

計画を進めるに当たり、例えば、こういうことにも気をつけて取り組んだ方が良いのではないかとといった全体的な方針、あるいは、こういった取組も検討してはどうかといったより具体的な施策に関する御意見など委員の皆様で御検討いただき、提言をいただければと思います。

ここからは、江口会長に進行をお願いしたいと思います。江口会長よろしく願いいたします。

【江口委員】

会長を務めさせていただき江口です。どうぞよろしくお願いいたします。

検討会を進めるに当たりまして、先ほど、第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画の概要について事務局から説明がありましたが、何か確認しておきたい点などございましたら

んか。

では、特にないということですので、また、検討の中で必要なときに取り上げていきたいと思います。

今回は第1回の有識者会議ということで、委員として御出席していただきました皆様には、お一人ずつ御発言をいただいきたいと思っております。どうぞよろしく願います。

それでは、今回、御遺族として御参加いただいております築地委員から、被害者支援について、率直なお気持ちなどを御遺族の立場から御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

【築地委員】

はい。わかりました。

【江口委員】

よろしく願います。

【築地委員】

築地と言います。よろしく願います。

私は娘を交通事故で亡くしています。2年前の4月、ちょうど高校2年生になったばかりの始業式の翌日の土曜日でした。出掛ける途中に、交差点で左折してきたトラックに巻き込まれて、轢かれてしまいました。

トラックは赤信号で止まっていて、娘の方も赤信号ということで止まりかけていた時、ちょうど青になったので、お互い走り始め、安全確認しなかったトラックにそのまま巻き込まれたという形になります。

裁判が始まり、色々と周りの方たちから助言をいただいた中で、執行猶予がつくという事は言われていました。私たち遺族とか被害者からすれば、執行猶予というのは、ほとんど無罪と同じだと思っています。

殺してしまったことは事実なので、やっぱりそこに関しては、ちゃんと罪を償ってもらいたいです。執行猶予というのであれば、普通に生活していれば、それで取り消しになってしまうと思います。

そういうことで、裁判に対しては不公平感とか憤りを感じています。私たち家族とか被害者遺族などは、精神的な苦しみを一生背負っていかねばなりません。例えば、私の場合、娘はずっと帰って来ないですし、その痛みというのは、この先、癒されることはないと思っています。

でも、加害者の方は、刑罰を受ければそれで終わってしまいますし、仮に実刑だとしても、3年とか5年とかいう形で終わってしまえば、その後は何の痛みも無い形になります。

でも、被害者とか遺族にしてみれば、それはずっと一生続いていく。逆にこちらが罰

を受けているような感じに捉えてしまっています。

裁判で、私は被害者参加制度というものを使わせてもらいました。これもある方から助言をいただいたのですが、本当に辛かったけど、意見を言える、裁判官に直接、聞いてもらえる、ということで、多少の救いはありました。

裁判をするに当たっては、弁護士をつける必要がありますが、私の場合は、たまたま葬儀屋の方が交通事故に詳しい弁護士を知っていて、その方を紹介していただいて、対応していただきました。

今も、民事の方で争っていますが、そうした対応というのは、やはり弁護士がいないと、なかなか個人では無理だと思います。

正直に言うと、弁護士を探すこと自体が難しいと思います。精神的にも参っている中で、どういう弁護士がいいのか、個人の段階では探しきれないというか、わからないところがありました。

それから、今、私は交差点で、旗振り活動をやらせてもらっているのですが、その中で、マスコミの方からの取材にも応じさせてもらっています。ただ、犯罪被害者の中には、そういったマスコミの取材によって傷つけられている方もいると聞いています。そういうマスコミの対応とか、裁判の対応に関して、弁護士がいてくれると、とても助かると思います。

やはり遺族としては、どうやって弁護士を探したらよいのかということが、一番気になるところです。

国などで、無料の弁護士をつけてもらえると思うのですが、一般的な意見で申し訳ないのですが、無料の弁護士は自分たちの思うような対応を取ってくれないのではと思っています。逆に自分で弁護士を探すとすると、手間もそうですし、費用の面などがネックになります。そういった面をサポートしてもらえると助かります。

少し話が大きくなってしまいますが、今、私が感じていることは、日本の司法というのは、加害者寄りになっているということです。処罰とかも含めて加害者寄りになっていると感じるので、今回、このような活動の中から、そういうところの見直しにもつなげていけたらと思っています。

【江口委員】

話しにくいことも、おっしゃってくださったと思いますが、率直な御意見を聞かせていただいてありがとうございます。

築地委員のお話を、被害者本人又はその遺族の方の社会的な回復というものがどうあるべきかということが非常に重要なことであると意識しながら伺いました。心身の回復ももちろん大事なのですが、それ以上に残された遺族の方、被害を受けられた方が、その後、生きていく上で、必要なものが何かということをお教えいただいたような気がします。

弁護士を活用する上での御苦労もあったということですが、これに関しまして、菅野委員から御意見などを伺えたらと思います。

【菅野委員】

先ほど、築地委員からもお話がありました、例えばマスコミの対応ですとか、そういったことに関しても、弁護士の方で、御依頼をいただければ、窓口となってマスコミ対応を行うことが可能です。こうすることで、犯罪被害者やその御遺族に直接取材攻勢が行かなくて、負担を軽減できます。

例えば、社会的注目の高い事件等では、事件発生直後からマスコミの取材攻勢が活発なことがあるのですが、そういった事例では早期に被害者の方と弁護士をつなぐことが必要になるかと思います。

弁護士には、一般的なイメージとして、被疑者・被告人側を弁護するような印象が強いと思いますが、実は、マスコミ対応に限らず、事件発生直後から、刑事裁判、民事裁判に至るまで、犯罪被害者の方に対する様々な支援活動というものにも取り組んでおります。

弁護士に御依頼いただくに当たって、心配な点として費用の面があるかと思いますが、これに関しては、資力要件等があるのですが、法テラスという機関を通じて、弁護士費用の援助制度や立替払いの制度というものも利用できます。

ですから、弁護士側としては、犯罪被害者の皆様には、法律相談を通じてこういった情報を可能な限り早期に知っていただきたいという思いがございます。

先ほど、築地委員の方からも、なかなか弁護士を探すということは大変だというお話がありましたけれど、弁護士会側としても、そういった相談窓口の広報は重要な課題だと受け取っております、犯罪被害者の方に向けたリーフレット等を発行して、可能な限り周知をしているというような状況でございます。

弁護士に御依頼いただくに当たって、まずは法律相談となりますが、犯罪被害者の方が法律相談に辿り着くためには、いくつかルートがございます。

例えば、弁護士会では初回無料で犯罪被害者の方のための法律相談の実施をしております。

また、県警の犯罪被害者支援室、それから静岡犯罪被害者支援センター経由で法律相談を実施するというようなこともございますし、法テラス経由で法律相談を実施することもございます。

ただ、こういった法律相談は、あくまでも犯罪被害者の方が弁護士の事務所に出席して法律相談を実施することが前提となっておりますので、事件発生直後からマスコミの取材攻勢にあっていて、外出すらままならないようなケースの場合は、なかなか早期に弁護士にアクセスするということが困難になってくるのではないかと考えております。そのため、私が所属しております静岡県弁護士会の犯罪被害者支援委員会では、そういった事例について、どういった対応ができるか、どういった活動ができるか、ということを数年前から検討をしている状況でございます。

現在、当委員会で検討しておりますのは、県警から要請のあった場合に弁護士が犯罪被害者の御自宅等に駆けつけて、被害者の方に無料法律相談を実施するというような枠組みを考えております。

そのような枠組みであれば、犯罪被害者の方が弁護士の事務所に出向く負担というのもなく、経済的にも、相談料の負担ということもないので、早期に弁護士からの法律相談を受けやすくなります。

また、その場でマスコミ対応等の御依頼をいただくことで、より早期に充実した支援につなげることができると考えております。

ただ、こういった枠組みとなると、弁護士の負担という面では増すことになり、担当弁護士に無償で対応してもらおうということは、現実的ではないと考えております。

やはり、ある程度の日当や交通費を弁護士に支給する必要があるのではないかと考えております。そのような形を取らなければ、支援に名乗りをあげる弁護士がごく限られてしまい、結果として弁護士による犯罪被害者支援が十分ではなくなるということにもなりかねません。

この点をどのようにするかについては、現在、当委員会にて検討しておりますが、是非、県においてもこのような枠組みができた際には弁護士費用の助成というものを御検討いただければ大変ありがたいと思っております。

また、先ほど申し上げたような県警や静岡犯罪被害者支援センター経由の法律相談についても、担当弁護士が無償で実施しているというのが現状でございます。

例えば、神奈川県では、県条例に基づいて設置された神奈川犯罪被害者サポートステーション経由の法律相談については、被害者の方は無料で法律相談を受けることができ、県が弁護士への相談料を負担するというような例もあると伺っております。

こうした取組が弁護士による犯罪被害者支援を広げることにつながり、ひいては犯罪被害者のためになると考えておりますので、是非ともこういった相談料の援助等も検討していただければと思っております。以上です。

【江口委員】

弁護士の方に初期につながることの困難と、しかしながら、つなぐことの有用性について、お話していただけたと思います。こうした制度を持続するための何らかの仕組みを作らなければいけないという御提案と伺わせていただきました。

築地委員の御発言の中にもありました、早期対応の中には、もう一つ私たちが考えなければならない問題として、マスコミの対応についてどのように考えていくか、私たちがどのような提言をしていくかということ、改めて考えさせられました。

この点から、上原委員、マスコミでも検討されていることは重々承知しておりますけれども、今、現在どのように取り組まれているのかなど何かありましたらお願いします。

【上原委員】

上原です。私、新聞社の社員の一人ですので、報道機関としての立場を踏まえながらお話させていただきたいと思っております。

先ほど、事故の被害者の御家族である築地委員から、マスコミの報道で傷つけられている被害者もいると、まさに報道被害と言われることもありますけれど、そういったこ

とがあるというのは、我々も重々承知しています。では、なぜそういった取材をするのかということですが、報道機関としては、実際に何が起きたのか、どんな背景があるのか、真実を明らかにしたいという思いで、御家族あるいは周辺の方々の取材を試みます。

かしこまった言い方をすれば、「人々の知る権利に応えるため」ということになりま。公共の利益に資する、あるいは被害者の方、御家族の方々の思いを広く伝えて、より良い社会の在り方を模索していく必要がある、という考え方で、被害者や被害者周辺の方々の取材に当たっています。

一方で、被害者の方、御家族の方、周辺の方に、こういった報道側の論理が伝わるのか、あるいは理解していただけるかと言いますと、これはなかなか難しいと思います。被害者の方あるいは御家族の方は、思いも寄らない、想定外の出来事に突然巻き込まれます。それまでは穏やかな、ごく普通の平穏な生活を営んできた方たちが突然そういった事故に襲われるわけで、その苦しみやショックというものは想像を絶するものです。

そういった直後に、報道機関の記者が訪ねてきたとしても、とにかく頭が真っ白で、とてもじゃないけど対応できない、話す気力すら湧いてこない、とにかく勘弁してほしいという方も多くいらっしゃると思います。

報道機関として、自分達の論理だけで取材に当たるのではなく、被害者の方々、周囲の方々、こういった方々のお気持ちに配慮した節度ある取材姿勢というものを社会から求められているということは重々承知した上で対応しております。

かつて、大勢の新聞やテレビの記者が、一気に取り囲むという、いわゆる集団的加熱取材、メディアスクラムということが問題になったことがあります。この問題につきましては、今も、完全になくなったのかと申しますと、そこまで言い切れるものではありませんが、記者クラブとして、そういった加熱取材に対する苦情に対応する窓口を設けたり、あるいは色々な社の記者が個別に取材に当たるのではなく、幹事社に一本化していく、そういった形での対処をしたりしています。

実際には、現場には警察の相談課の方が被害者の所に入られたりとか、あるいはお話のあった弁護士の先生が被害者の所に入られることがあり、対報道ということに関しては、被害者の方としては助かっているという部分が本音としてあるのではないかと思います。

我々としては、マスコミは全て被害者にとって毒なのではなく、社会と結ぶ窓口として、必ず薬の部分もあると思っています。

御家族の方や被害者の方々、築地委員もですが、色んな思いがあって、周囲に声を上げたいという思いがある方を我々も取材させていただいています。そういった思いや声をきちんとすくいあげていかなければいけないと考えています。そのタイミングというのは、なかなか難しいのですが、直後にお話されたいという方もいらっしゃいますし、ある程度、時間の経過とともに、思いを打ち明けたいという方もいらっしゃいます。そういった心情にきちんと向き合いながら、適切なタイミングでそういった声を社会に発信することができればと考えております。

先ほど、弁護士会の方で犯罪被害者支援委員会という組織があるというお話でした。

これにつきましては、我々は、弁護士は組織ではなくて、個別だという思いがあり、個々の弁護士によって対応が色々あるという印象を受けております。

できれば、我々も交えてそういった枠組みであるとか、対応指針といったものを共に検討していくことができれば、より実効性が高まるのではないかという思いがあります。

警察の方も大きな事件ですと、相談課の方が被害者の所に入られたりという形になることが多いのですが、例えば京都アニメーションの事件、非常に大きく耳目を引く事件でしたけども、あのケースでは、京都府警察本部と京都の記者クラブが本当に時間をかけて、お互いに、被害者保護、あるいは取材の公共性、公益性について、ぶつかり合う部分もあるとは思いますが、そこをどういうふうに調整しながらやっていくかを膝詰めに近い形で時間をかけて、取材方針を報道側も納得する形で、ある程度のルールを作ってやったというふうに聞いています。そういった個別の事案に応じて、警察と報道の記者クラブと、その都度、きちんと対応を協議するということができると思います。それから、弁護士会とも、事前を含めて、対応方針をお互い確認できるような形になれば実効性が高まると思います。

もう一つ、今の話からずれますが、報道側は記者クラブというものがありますので、一定の抑えはできると思うのですが、計画の中に出ていた SNS を含めたネットの誹謗中傷というのは、非常に今大きな問題になっています。これに関しては、なかなか抑えることというのは難しい状況にあると思います。これにつきましては、総務省で対応することになってはいますが、やはり、今後も非常に大きな問題になっていくと思いますので、改めて、これは個別に考えていかなければならない問題だと考えています。以上です。

【江口委員】

ありがとうございます。マスコミ報道による二次被害ということにつきましては、以前より問題視されている一方で、マスコミによる対応がプラスの面にも働くというような意見があるということで考えさせられました。

京都アニメーションの事件につきましても、大きな連携の上でやっていくことの大切さを御提案いただいたかと思っておりますので、またこの会で検討できていければと思います。

こうした社会的な面から、権利の回復について御意見が出ましたが、一方で、精神的なダメージを中心とした心身の回復についても、非常に重要な側面だと思います。

この件については溝口委員から現状ですとか、何か問題点等ありましたらお願いしたいと思っております。

【溝口委員】

1つは、先ほどの計画の概要説明の中であった、実際の市町等の相談窓口人公認心理師がカウンセラーとしているということは大変良いことだと思います。

そちらの窓口から医療へのつなぎということがスムーズにできればいいなと思っております。医療側もできれば被害者が女性なら女性の医師が対応するように、当院ではしてお

ります。それが望ましいと思っています。

いわゆる PTSD の状態になりますと、長期の療養が必要になります。療養になりますと、医療費の問題が出るのですが、これは、公的補助支援で、自立支援医療という制度があります。それを使いますと、低価で医療を受けられます。

犯罪被害も、例えば東日本大震災のような大きな震災の時の被害もみんな精神的ダメージは同じなんですよね。

我々の仲間も東北に支援に行きましたけど、最初の時期は身体的医療の救急が必要なのですが、その後、精神的な医療が必ず必要になってきます。こういうことで、切れ目のない医療的支援をしていければなと思っています。

それから最近、このコロナ禍で、自粛により家庭で過ごす時間が親も子どもも増えておまして、非常に精神的に不安定になっております。そういう状況がありますので、家庭内暴力、DVになる前にそういう予防策をしていくことが必要じゃないかなと。これはなかなか厄介で、みんな自粛、自粛でやっていて、虐待の問題が出ておりますので、その辺は注意していきたいなと思っています。

【江口委員】

確かに、性暴力支援などを行っている団体の方と話をした際に、いわゆる性的な被害を受けたという問題が、ついこの間、最近ではなく、何年も何十年も、何十年もとまではいきませんが二桁を超える過去のことを遡って、今でも、生活上の支障になっているという相談が出てくるときにどう対応したら良いものかというお話を伺うことがあります。

身体的な側面が癒されたとしても、精神的なダメージを回復するというのは、適切に対応をしなければ時間がかかってしまうんですよね。

【溝口委員】

そうですね。時間がかかることが多いと思います。

【江口委員】

窓口で早期に医療の必要性をアセスメントして、速やかにつなぐといったところも、恐らくスキルアップが必要になってくると思いますが、早期につなぐことが、より長期的な問題に遷延しないという予防になるかと思います。

【溝口委員】

そうですね。この人は医療が必要だと窓口で判断された場合でも、今は待たされるケースが多いです。下手すれば、予約がひと月、ふた月先になりますので。

そういうことにならないように、切れ目のない対応を我々もしなければいけないなと思っています。できるだけ遷延化させないように、効率的な支援が上手くできればいいなと思っています。

【江口委員】

受入れ側もそうですし、また被害を受けた御本人、御家族も利用しやすい制度として、今、やっているカウンセリングの治療に関する助成金というのは、運用実績も結構多いと伺っておりますので、今後も続けていく必要があると思います。これは連携し合いながらと考えております。ありがとうございました。

それから、藤原委員に関しては、例えば弁護士や検事につなぐための支援をされていらっしゃると思うのですが、初期対応として、メディア対応の部分もある程度、支援をされていらっしゃると思いますが、そうした被害を負われた方に対して、何ができるかですとか、あるいは、どう進めたら良いかという情報発信が非常に重要になってくると思います。

ほとんどの市町の窓口の対応は確かに強化されていると思うのですが、こういった観点において、より適切な情報の提供ですとかつなぐための難しさとか、そういったことについて御意見がありましたらお願いしたいと思います。

【藤原委員】

市町での条例が制定されてきておりまして、徐々に職員の方々も周知して、被害者支援に対して理解してくださっているようにはなっていますけれども、私ども静岡犯罪被害者支援センターについては、先ほどのアンケートにもあるとおり、まだ周知されていない状態であります。

被害者支援の窓口ということもまだ周知されていないことから、被害者や御遺族の方はどこに相談して良いか分からないということで悩み続けていらっしゃる方がほとんどです。

私たちのところへ相談に来る方は、事件を担当した警察官の方が支援センターを紹介し、情報提供として私どもの方に被害者の情報等を伝えていただき、こちらからアプローチするということがほとんどです。被害者の方が自分から電話を取って支援センターに電話をするということは、非常にハードルが高くて難しいと感じ、躊躇しているところがあると思います。

警察の窓口で紹介してもらうだけではなく、市町の方からも、例えば、行政関係の施設等に支援センターの広報紙やパンフレットを置いていただき、もう少し広く周知できるようにしていきたい、そうすれば、誰もが知るような支援センターになり、理解していただくことによって、早期に、一人で悩まずに済むように私どもがまず話を聞いて、どんなことに今、悩んでいるのか、どういうことを今、御遺族の方が必要としているのかということ把握して、早い段階で、菅野先生のおっしゃるとおり、被害者支援委員会の先生を通して弁護士の方に早期に相談、そちらの方につなぐこともできます。

また、精神的カウンセリングを受けたいという希望があれば、登録されている公認心理師の先生や臨床心理士の先生のところにつないで一回無料でカウンセリングを受けていただくということもできます。

利用していただいた方々の中には、「早めに対応していただいて、話を聞いていただい

たことによって、少し不安が軽減されました。」とおっしゃってくださっている御遺族や被害者の方もいらっしゃると思いますので、広報には力を入れていきたいと思っておりますが、私たちの方では広報する力も限界がありますので、そういったところでは市町行政の方々にも御協力いただいて、広報をもう少し積極的にしていきたいなというところはあります。

【江口委員】

被害者支援センターのような機能が市町にも広がっていくというようなことがあった方が良いでしょうかね？

【藤原委員】

そうですね。私ども支援センターは静岡市の両替町にあります。

伊豆の方ですとか湖西の方など、遠いところからの相談があると、どうしてもこちらの方からそちらに出向いていかなければいけません。

実際に活動できる相談員や直接支援員も人数に限られておりますが、相談が重なったとしても、「ちょっと待ってください。」とはなかなか言いづらい面もあります。

人数をもう少し確保してやっていきたいというところはあるので、市町行政で支援センターのような役割を担う窓口が増えて、お住まいのところですぐに相談を受けることができるというようなことが拡充していけば、もっと手厚い支援もしていけるのではないかなということは感じております。

【江口委員】

被害者支援センターの方が行っていらっしゃる支援というのは、本当に直接に届く支援になっていると、私も活動をさせていただきながら感じているところです。

情報提供はもちろんなのですが、情報を届ける、また、そこにつなぐという、つなぎ手がないとなかなか進まない部分というのものもあるかと思っているところがございます。

築地委員からはこういった情報の伝え方や支援窓口や支援サービスの使い方ですとか、そういった観点についての意見があればお願いします。

【築地委員】

私の場合は、交通事故で、裁判になっていることもあったので、まずは弁護士を探さなければいけませんでした。ある程度、探すところがはっきりしてはいたんですけども、正直、それ以外の面で精神的支援とかそういうものを私は全然知らなかったですし、本当にそういう支援が必要なのかというと、当時はそんなことを考えている余裕はなかったですし、自分で聞こうという気もなかったです。それが良いのかどうかということが分からないので、窓口だけ開いててもらってもなかなかこちらからは行きづらいというか、分からないです。

なので、逆にさりげなく寄り添って来てもらえて、そこから相談に進んでいくという方が、気持ちが出せるのかなと思います。

【江口委員】

被害直後で混乱している段階ですと、実際に自分に何が起きたのかを整理するためにも時間は必要ですし、そのときに適切に情報が与えられて、でもそれをどう使うかが分からないところで、それを被害者の方に直接求めても、酷であるという話の中で、必要な人にきちんと届けるというアウトリーチの活動が重要なんだろうなと考えました。

困難を抱えながら、いかにサービスにつながっていくかということでお話を伺ってきましたけども、窪田委員からは是非教えていただきたいのは、多くの方が、働きながら生活をしていて、被害を受けた方は警察に行って事情聴取をされることですか、裁判の傍聴や意見を述べたりですか、こうした時間を作り出さなければいけません。また、治療を継続する中で休まなければいけない。

これは被害を受けた方には誰にとっても起こりえることですが、こうした方が働き続けるために何か用意しているとか、あるいは問題点でも結構なのですが、実際の経営のお立場から御意見をいただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

【窪田委員】

商工会連合会の窪田と言います。我々の仕事は県内の中小企業、そして従業員が20人以下の小規模企業、こういう方たちの経営支援をしております。

色んな意見が出ていますけども、まず、突然にこういう事故が起きる、そういうときに慌ててしまいますが、法人と個人という形で考えます。

まず法人の場合、被害を受けた方が経営者である場合、お亡くなりになったケースでいきますと、事業承継をしなくてははいけません。

そうしますと、債権とか債務とかそういう関係の問題は、菅野さんがいらっしゃいますけど、弁護士の先生ということになります。相続という形になりますと司法書士の先生になりますし、これからどうやって事業承継していくかという経営の点においては、中小企業診断士というような専門の方がいます。税務申告という関係になりますと税理士さんがいます。

今度は、法人でなく個人の場合。経営者で個人事業主の方もいますけど、家庭の御主人さんやそういう方が被害に遭われた場合。そちらも同じように相続という形になりますと、司法書士の先生も必要ですし、税金面では税理士の先生が必要ということです。

菅野先生もおっしゃいましたが、弁護士は弁護士会という組織があって、司法書士も司法書士会という組織があるし、中小企業診断士も診断士協会という組織がありますので、そういうところがまず連携を作って、こういったことが起きたときにどのように対応していくか、それはそれぞれの組織で考えていただいて、一つの節を出して連携していただいたいなど、そういう組織を作っていきたいなということを感じました。

我々の組織は、弁護士の先生にしても、司法書士の先生にしても連携は取れますので、

我々のような組織に加入している方は相談していただければ、色々な形でできますが、そうでない方、個人の方なんかは特にお分かりにならなくて、目先真っ暗というような形になりますので、そういう意味では先ほど話がありました市町の窓口もあるということですが、それを強化してもらいたいと思います。

もう一つ別の団体で社会を明るくする運動というのがありますよね。これは犯罪を犯した人たちですが、ここの組織においては、保護司という方が各市町にいらっしゃいます。こちらの犯罪被害者支援の方にもそういった保護司のような役目をする、そういう方がいらっしゃれば非常に被害を受けた方が助かるかなというように感じます。

情報提供といえますか、今日の説明の資料の3ページにもありますように、企画している方では、一生懸命やって周知する努力はしているんですけども、結果的に受ける方では半分しか分かっていないというような結果が出ております。ですから、この半分が分かっていないというところに問題があるように思います。

周知も、例えば小学校、中学校の生徒にこういった問題の作文等を書いてもらい作文コンクールをやって、それを表彰するとか、そういう地域の子どもたちからこういったことで広報活動をしていく、そういったことも大事なと。

それと、我々、中小・小規模企業のそういった企業の協力度、そういった点について表彰制度を設けるとか、そういうことをして広報活動というか、ひっくるめれば広報活動になるかと思いますが、犯罪被害者支援のこういうものがあるんだという、その辺のところを高めていけばなというのを感じました。

県の方から、犯罪被害者に係る決算書とかそういうものがないから分からないですけど、収入が、例えば補助金や寄附、会費とか、それがどのくらいあってどういうものに使われているのか、その辺が素人には分からないですが、いずれにしても先ほどの話にもありましたように、弁護士にしても、司法書士にしても然りですけど、そういう費用等かかりますので、寄附とか会費とかそういうもので予算規模を増やして、被害者の方に少しでも支援できていったらいいなと、そういうふうに考えました。以上です。

【江口委員】

ありがとうございます。法人と個人における支援施策、施策というか支援サービスについて御説明いただきましてありがとうございました。

働くということイコール生活をいかに継続できるかというのは個人だけの問題でなく、法人としても、ということだと感じました。

改めて労働という問題については、やはり被害者支援においては、継続すべき重要な課題かなと伺わせていただきました。

それから、教育や啓発は、様々な側面を強化していかなければならないと。

私の感想で申し訳ないのですが、加害者の更生保護について保護司の方がいるのですけれども、やはり保護司の方に相当するような方が被害者の方にもいらしたらという御提案は、確かにその通りなんじゃないかと思いました。

このことは、冒頭でお話いただきました築地委員が御指摘いただいた不公平感と結び

ついている問題だなと思います。

加害者の社会復帰に関しては、上手くいっているかどうかは別としまして、制度として、整っていると感じます。被害者の方に対しても、社会復帰という言葉は適切ではないんですけども、改めて社会的権利の回復ですとか、そういうところに立って働く人は十分にまだいないということが現状であるということが御指摘いただけたかなと思います。ありがとうございました。

まだ、お時間はございますので、私からお伺いしたいのですが、不公平感ということについて、何か是正していく、またはこういった工夫がされたらどうかという御意見がありましたらお願いしたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

築地委員いかがでしょうか。

【築地委員】

言い忘れてしまったのですが、広報活動について、先ほど旗振りをさせてもらっているということをお話させていただきました。その他にも去年の夏から中高生向けの命を大切に授業というところで体験談を話す活動をやっています。

これから大きくなって車を運転するという子たちに対して、車の運転は危ないんだよということを伝えていくことも重要なことだと思っています。なので、そういうところでも広報活動は大事かなと思います。

中高生向けにはそういった形で話はできるんですけども、やっぱり僕としては、今後は、免許を取る側にもそういう話を直接聞かせて、本当に車というのは危ないんだよということを分かってもらうような機会があればいいかなと思います。

例えば、免許の教習時間内にそういう講習を聞くとか、色んな難しい面はあると思うのですが、免許の更新のときには必ずそういう話を聞くとか、今、現実に運転をしている人たちにも車は危ないということをもっと認識させていかなければいけないのかなというのはあります。

不公平感ですが、去年の末、犯罪被害者支援の講演を聞かせていただいて、その話の中で、詳しい数字は忘れてしまいましたが、日本の被害者に対する支援の費用と犯罪者・加害者に使う費用の格差がとてもあるということで、何倍、何十倍ぐらい違うような話を聞きました。海外の犯罪被害者に対する支援金という額も日本では圧倒的に少ない、桁が違うぐらいの少なさがあるとのことなので、お金ではないのですが、そういったところでもしっかり見直していただければと思います。

【江口委員】

ありがとうございます。支援の財源の在り方、財源確保とその適切な支出については、前回の有識者会議からの継続的な問題になってはいますので、やはりその充実は、継続的に求められれば、提言できればと思っております。

広報啓発、教育的な観点からの取組について窪田委員、築地委員からも具体的な御提案としていただきました。

加害者を作らない、もちろん被害者も加害者も対極のものではなく、どちらにもなりえる社会情勢ですけれども、加害者を作らないという観点から早期の取組というのも重要だと思いますが、そうした観点で、どうでしょうか、上原委員。広く周知する、またはもっと啓発を進めていく観点で、何か御意見がございましたら、お願いします。

【上原委員】

はい。こういった色々な社会問題に関しては、集中的にそのことを広報啓発するような週間とか月間を設けたりするやり方があります。

例えば、一番浸透しているものとしては、交通安全運動があると思います。これは、春・夏・秋・年末と実施されていて、官民一体で長いこと広報啓発活動が展開されています。多少マンネリになったとしても、地道で継続的な積み重ねが行われています。

犯罪被害者支援の関係も11月下旬から12月の初めにかけて、犯罪被害者週間というものも設けられていますけれども、交通安全運動に比べますと、例えば、弊社静岡新聞の記事の本数を見ると交通安全運動の記事は年間で100本くらいあります。これは色々な団体、各警察署、市町含めて色んなところからかなり発信があるものですから、そういったものを記事にさせていただいております。

これに対して、犯罪被害者週間に関してはここ1年でみると年間4本くらいと、相当の差があります。活動のパワーの差という部分もあると思いますけれども、主体として、まだ、各機関、市町も含めて、犯罪被害者支援というものへの意識というものが、浸透しきっていない、そのためにやはり、現にやられていることですが、犯罪被害者等支援条例、県が作られて一部市町も作られていますけれども、まだ全県に広がるところには至っていないということで、こういったものを加速させて市町の意識を高めるところから始めて、警察もパワーを上げていくということがやはり必要ではないかなと思います。

具体的な中身ですけど、築地委員のような実際の被害者の方のお話というのは、新聞に載せたりすると、非常に反響があります。

そういった方々が思いを話されるのには、非常にエネルギーを要することだと思います。例えば東日本大震災や熊本地震のような大きな被害でもやはり被害者の方の声というのが、一番、新聞の読者の心に響くということは我々も経験しておりますので、実際の切実な思いを多くの方に見ていただいて、それを報道機関も取り上げるということが効果としてはあるのではないかなというふうに考えています。

【江口委員】

藤原委員、お願いします。

【藤原委員】

支援センターに長年携わらせていただいているのですが、広報啓発に係わる費用の関係ですけれども、NPOですので皆さん方からの寄附や会費で運営されています。

協力してくださっている方々は「御遺族や被害者のためにお使いください。」という形で寄附してくださっている方がほとんどなものですから、広報啓発ということで費用を使うとなると、「ちょっとそれは違うんじゃないか。」という御意見もあつたりします。

その部分を補うために様々な助成金をいただいて、これまで電車やバスとかでの車内広告ですとか、放送の方もしてきてはいたのですが、広報啓発に使う費用はストップ、全額カットされてしまい、今まで500万円くらいあったものが全てカットというふうになってしまいました。そのため、なかなか広報啓発に使える費用を捻出する予算がなく、どうしても縮小せざるをえなくなってしまうのが支援センターとしては実情です。

ですので、広報啓発することによって被害者や御遺族の方に、「支援センターというところは聞いたことがある。安心して相談できるところ。」というふうに、知っていただくことによって、安心して相談できるということにつながるかと思しますので、もう少し広報啓発に係る費用を使えるように、企業や団体、個人の方々からも協力していただいて、また、市町の方からも御協力をしていただいて、犯罪被害者週間に合わせて一緒に広報しませんかということで連携した広報を積極的に広くやっていたら、被害者の方も安心して相談できるようになると思しますので、これからもっと積極的にやっていきたいなということは感じております。以上です。

【江口委員】

より良いサービスを進める上でも財源確保というのは非常に重要で、このことには積極的に取り組んでいかなければいけないと感じています。費用対効果を考えて、必要なものに対してきちっと進められるようにしていきたいと思えます。

先ほど、窪田委員と藤原委員から市町の窓口との連携強化についてお話が出てきたかと思うのですが、実際、県として、市町の相談窓口に対する研修や指導、いわゆるロジスティク的な支援とかはどのような形で行われているのか教えていただけてよろしいでしょうか。

例えば、情報をきちんと伝えることや情報を抱えるだけでなく、支援していく側の専門スキルを高めていく必要なども指摘されたと思えますし、そうした窓口が全て市町に置かれている中で、県としては何か後方支援的なことはされていますか。

【県くらし交通安全課長】

県では窓口担当者の研修会を毎年、東・中・西部で開催をしております。ハンドブックも作成して窓口、担当の方に配布しております。そういう取組を継続的にやっております。

【江口委員】

市町の担当者も異動で替わることがあるかと思えますが。

【県くらし交通安全課長】

そうですね、毎年又は数年で担当の方が替わってしまうので毎年そういう機会を設けてやっています。

【江口委員】

溝口委員からは、相談窓口から適切に医療につなぐという点で御提案がありましたけども、なかなかスムーズにつながらないというような感覚をお持ちでしょうか。

【溝口委員】

市町の相談窓口で恐らく公認心理師の方とかがいらっしゃると思うので、この人は医療が必要だなということが判断できると思うんですよね。そういうときに、上手く医療とつなげていただければと思います。

それともう一つ、先ほど、更生保護の件で保護司のお話がありました。

築地委員がおっしゃったように、そっと寄り添うような人がほしいと思うんですよね。犯罪被害者に対する保護司的な人が、寄り添って一緒に色んな話を聞いたり、相談に乗ったりしてあげる、そういう人がいればいいなと思いました。保護司的な人、被害者に対して寄り添える人がいれば良いのではないかなと思いました。

【江口委員】

ありがとうございます。犯罪被害者支援センターで、そういった関わりを行っていらっしゃると思うのですが、多分、それに近い働きが市町の窓口担当者、窓口担当者も一人ではないと思いますので、そうしたところでもきちっと意識、意図された関わりをされてらっしゃるかといったところが、今後、重要になってくるのではないかと私は思います。

被害を受けられた方にとって、溝口委員がおっしゃったように、そっと寄り添うということは簡単なようで実は難しいことだと私は思っております。変に刺激することは、被害を受けられた方も望んではいないですし、そっとしておいてほしい部分もあるけど、困ったときには助けてくれる人が傍にいてほしいという思いが、被害を受けられた方の大多数が思っているのではと私は思っております。身近な支援者が窓口にきちっといらっしゃるということは、大事だと思います。

テーマは不公平感ということだけではないですけども、何か御提案があればお願いしたいと思いますが、宜しいですか？

では、これまで色々御意見いただきましたお話の中で、提言の形になるかどうか難しいところもあるかと思いますが、いくつかまとめさせていただこうと思います。

まず1つ目に、冒頭で重要な課題として伺ったことが、初期に弁護士につながる、アクセスできる体制の整備というのが非常に重要だということが、御指摘の中で共有されていたかと思います。犯罪被害を受けられた方、犯罪被害者の負担を少なくして弁護士とつながる、支援を求められるような取組を進めていきたいということをまず1つ目の

提言とさせていただきますということで宜しいでしょうか。

2点目として、これは継続的な取組となりますけれども、築地委員、溝口委員から被害者の置かれた立場について、その心情を酌みながら、精神的な被害からの回復を進めていくために、カウンセリング制度等の助成を引き続き積極的に運用をしていくことで、被害の軽減を図っていききたいということです。先ほど、溝口委員がおっしゃった、適切につなぐための御提案は次の提言の中に入れたいと思っておりますので、まずは、現状のカウンセリング制度について、引き続き充実をさせていくということを第2の提言とさせていただきますと思います。

3点目ですが、皆様から御提案をいただいております効果的な広報啓発活動。特に、御提案の中でありました、予防教育。予防的な意味で教育の中にも被害者支援をしっかりと盛り込んでいく。これを併せた広報啓発活動の充実を進めていくことを第3点目の提言とさせていただきます。

それから4点目ですが、それに関連しますけれども、非常に身近な支援の窓口が求められているということが現状として御指摘されたかと思えます。窓口は県内市町には出来上がりしましたが、その支援サービスの質的な向上を今度は目指していくことが必要になってくるかと思えます。ですので、適切な情報の提供だけではなく、それを効果的に運用するための寄り添うような支援、また、医療機関を始めとして適切に結びつけるようなつなぐ支援、そうしたところを身近な市町の相談窓口の実質的な機能強化として進めていくことを提言とさせていただきます。

5点目は、今日のお話の中で不公平感というか、冒頭で申し上げました被害者の権利の回復という観点から述べますと、加害者との不公平感だけではなく、格差というような問題が現実にはずっと潜在化している、あるいは声を上げなければ助けてもらえないという現状がありました。様々な不公平感について、真摯に向き合って軽減を図っていくという、理論的ですが、そうした観点を進めていくことを第5の提言とさせていただきます。

それから、これが提言になるかどうか難しいんですけど、最後に、そうしたサービスを積極的に進めていくための財源確保の在り方、あるいは適切な支出の在り方について、様々なサービスを実施するための財源確保なり、適切な支出の在り方についてしっかりと必要なものは作り、現在のものを見直していくということを提言させていただこうかと思えます。

以上、6点申し上げましたけれども、繰り返します。

1つ目は、弁護士に早期にアクセスできる仕組みを作ること、具体的に言えば、費用負担等についての点です。

2つ目が、カウンセリング制度等を引き続き積極的に運用していくこと、精神的なダメージを軽減するための継続的な運用についての提言です。

3点目が、特に予防的な意味で、教育活動を含めた効果的な広報啓発活動を進めていくということです。

4点目が、市町の窓口の質的強化ということになります。

5点目が、ちょっと理論的ですが、不公平感についてです。様々な不公平感、格差を生じさせていることに真摯に向き合っただけでその軽減を図っていくという考え方です。

6点目が、財源確保の工夫と適切な運用を積極的に進めていくということです。

少しまとめたと思いますが、いかがでしょうか。足りないところとか、修正が必要な点があれば是非、御意見いただければと思います。

宜しいでしょうか。

それでは、6点を提言させていただきまして、私たちによる検討は終了させていただきます。ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお戻しいたします。よろしくお願ひします。

【司会】

江口会長ありがとうございます。

委員の皆様は長時間に亘り、御検討いただきまして、また、御提言いただきましてありがとうございます。貴重な御意見、本当にありがとうございます。

最後に、静岡県犯罪被害者等支援推進副本部長である市川くらし・環境部長から御挨拶をお願いいたします。

【県くらし・環境部長】

御紹介いただきました、くらし・環境部長の市川です。今日は本当に貴重な御意見を頂戴しまして、ありがとうございます。

県では、第1次推進計画に基づきまして、できることを着実に進めてきたところでございます。

しかし、依然として、困難な状況に置かれていらっしゃる多くの犯罪被害者には、中長期に、また、多岐に亘る支援が必要と考えております。

今日お話を伺い、それぞれ充実の程度に差があるにしても、市町の窓口があり、弁護士との連携については今後、検討していくこととなりますが、医療にもつながられるように配置をしつつあります。

今日の大きなテーマにありました広報について、寄り添った支援をお届けするためにどういうやり方をすればよいのかということですが、くらし・環境部だけでも色々な仕事をやっております。大切だと思っているから広報する訳ですが、これが現状ですと、例えば100課あるとすると、100課が毎日1本ずつ「これが大事だ。」と広報しても、受け止める方は正直言って受け止めることに疲れてしまうわけです。

一番大切なのは、例えば市町の窓口で被害者がアクセスしたとき、いかに寄り添った支援をいち早く届けられるか、そういう仕組みを今日お話を伺って、しっかり考えていきたいと思った次第でございます。

そのために今後とも関係機関の連携を一層強化して、途切れることのない支援ができるように一生懸命考えていければと考えております。

引き続き、皆様の専門性を生かした御意見や御助言を賜りますようお願い申し上げます。

ますとともに、今後の更なる御協力をお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

今日は本当にありがとうございました。

【司会】

市川部長ありがとうございました。

これをもちまして、有識者検討会を閉会させていただきます。

皆様、お忙しい中、熱心に御検討いただき誠にありがとうございました。